

# 長門市空き家活用事業実施要綱

平成17年3月22日

要綱第51号

(改正 平成21年12月28日要綱第25号)

(改正 平成24年3月28日要綱第5号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、定住の促進と集落の活性化を図るため実施する空き家活用事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家活用事業 市内の空き家(空き家となる予定のものを含む。以下「空き家」という。)に関する登録及び市外に住所を有する者、又は転入後1年に満たない者で、長門市への定住を目的として空き家の利用を希望する者(以下「空き家利用希望者」という。)に関する登録を通して、空き家登録者又は空き家利用希望登録者に対して情報提供を行う事業をいう。
- (2) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは貸借を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 情報提供 空き家及び空き家利用希望者に関する情報で、空き家登録者又は空き家利用希望登録者に対して有用なものを紹介することをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家活用事業以外の空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家活用事業による空き家に関する登録を申し込もうとする所有者等(以下「申込者」という。)は、空き家活用事業登録申込書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、長門市空き家活用事業登録データベース(以下「空き家データベース」という。)に登録しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家活用事業によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同事業による登録を勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた申込者(この要綱において「空き家登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(空き家データベースの登録の抹消)

第6条 市長は、次の各号に掲げる場合は、当該空き家データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家データベース登録抹消の申出があったとき。
- (2) 登録の日から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申し込みを行うことにより再登録した場合には、この限りでない。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(空き家利用希望者の登録の申込み等)

第7条 空き家活用事業による空き家利用希望者に関する登録を申し込もうとする者(以下「空き家利用希望申込者」という。)は、空き家活用事業登録申込書(別記様式第2号)に誓約書(別記様式第3号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当している者を長門市空き家活用事業利用希望者登録データベース(以下「空き家利用希望者データベース」という。)に登録しなければならない。ただし、空き家利用希望者及び同居しようとする者が長門市暴力団排除条例(平成23年長門市条例第14号)第2条第3号に規定する暴力団員等と認められる場合を除くものとする。

- (1) 空き家に定住して、農業・漁業活動、教育文化・芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) その他市長が適当と認めた者

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該空き家利用希望申込者に通知するものとする。

(空き家利用希望登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた空き家利用希望申込者（この要綱において「空き家利用希望登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（空き家利用希望者データベースの登録の抹消）

第9条 市長は、空き家利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家利用希望者データベースの登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家利用希望登録者に通知するものとする。

- （1） 空き家の利用の目的等が第7条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。
- （2） 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （3） 申込み及び誓約内容に虚偽があることがわかったとき。
- （4） 空き家利用希望者データベースの登録の抹消の届出があったとき。
- （5） 利用希望登録から2年を経過したとき。ただし、改めて登録申し込みを行うことにより再登録した場合は、この限りでない。
- （6） 転入後1年を経過したとき。
- （7） その他市長が適当でないと認めたとき。

（情報提供等）

第10条 市長は、必要に応じて、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して、空き家データベース及び空き家利用希望者データベースに登録された有用な情報を提供するものとする。

- 2 市長は、空き家登録者及び空き家利用希望登録者に対して、空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸借契約については、直接これに関与しない。
- 3 紹介後のトラブルについては、当事者間で解決するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の油谷町空き家活用事業実施要綱（平

成15年油谷町訓令第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成21年要綱第25号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年要綱第5号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第4条関係)

空き家活用事業登録申込書

年 月 日

長門市長 様

受付番号( )

空き家登録申込者	住所 〒 氏名 生年月日 年 月 日 電話番号 FAX番号 E-mail	
申込者の権利関係	1 土地及び建物所有者 2 建物所有者(土地は賃貸借) 3 その他( )	
空き家の所在地	長門市 番地	
空き家の状況	用途	
	構造	
	建築面積	
	延床面積	
	建築時期	
空き家になった時期		
売買又は賃借の別	1 売却したい。 2 貸したい(賃借権 定期借家)。	
価格、賃料等の希望条件	売却希望価格	円(建物のみ 土地建物)
	賃貸希望条件	権利金 円 賃料 円/月
定期借家の場合の借家期間		
水洗トイレ、駐車場の有無	水洗トイレ:	有・無
	駐車場:	有・無
特記事項		
附帯物件	田	
	畑	
	その他	
附帯物件の条件	1 売却したい	希望価格 円
	2 貸したい	希望賃料 円/月
貸付等相手方に対する要望事項		
その他必要事項		


裏面に空き家の間取り図を書いてください。

注1 長門市では、情報の提供や必要な連絡調整等を行います。 「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の売買・賃貸に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。

2 また、「所有者等」と「利用希望者」の両者間に発生するトラブルが発生した場合は、責任をもって当事者間での解決をお願いします。

(裏面)

間取り図



空き家活用事業利用希望者登録申込書

年 月 日

長門市長 様

受付番号 ( )

申込者 住 所 〒  
 氏 名 ⑩  
 生年月日 年 月 日  
 電話番号  
 E-mail  
 勤務先

次のとおり長門市空き家活用事業を利用したいので申し込みます。

利用の目的					
家族の状況	氏 名	生年月日	年齢	続柄	勤務先等
				本人	
希望する建物の状況					
売買又は賃貸借の別及びその希望価格	1 売 買	希望価格	円程度		
	2 賃貸借	希望家賃月額	円程度		
その他の希望条件					
備 考					

注1 長門市では、情報の提供や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行う物件の売買・賃貸に関する交渉、契約等に関する仲介行為は行っていません。

2 また、「所有者等」と「利用希望者」の両者間に発生するトラブルが発生した場合は、責任をもって当事者間での解決をお願いします。

別記様式第3号(第7条関係)

誓 約 書

私は、長門市空き家活用事業の利用希望者登録に当たり、事業の趣旨を理解した上で申込みをします。申込書記載事項に偽りはなく、長門市空き家活用事業実施要綱第7条及び第9条に規定する登録条件等に抵触することのないことを誓約します。

長門市が資格審査を行うにあたり、申込み及び誓約が真実であることを確認するため関係機関に照会することに同意します。

なお、当該事業で得た情報については、私自身が、利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使うことはありません。

また、空き家を利用することとなった時は、長門市の在住者としての自覚を持ち、地域との協調連帯に努めます。

年 月 日

住 所

氏 名



長門市長 様